

「花いっぱい運動推進事業」委託業務仕様書

秋田県（以下「甲」という）が受託者（以下「乙」という。）に委託する「花いっぱい運動推進事業」（以下「委託事業」という。）の内容及び実施方法等は、次のとおりとする。

1 事業目的

学校、地域組織、企業等と一体となって花のまちづくりを行い、地域コミュニティを強化し、花育の普及啓発及び秋田県産の花で秋田を元気にする活動を推進する。

2 乙の要件

- (1) 県内に事務所（拠点）を置き、県内で花のまちづくりに取り組む団体等で、委託事業に必要な知識及び経験を持つスタッフを有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 県民協働の重要性を理解し、小中学校や地域コミュニティ、花き生産者、生花店、市町村等とも連携して、事業成果の普及及び推進に協力すること。

3 委託内容

- (1) 花のまちづくりの推進
地域コミュニティの強化を図るためのイベント（全県花だんコンクール）を実施すること。
- (2) 花育の普及啓発の推進
花に関する情報を収集し、発信すること。
- (3) 秋田県産の花で秋田を元気にする活動の推進

4 委託契約期間

契約日から令和7年12月12日（金）までとする。

5 委託契約上限金額

500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 実績報告等

- (1) 乙は、委託事業が完了したときは、委託業務完了届、事業実績報告書を提出する。
- (2) 乙は、委託事業で支出した伝票等、支出を証明する証拠資料を事業終了後5年間保存する。